

令和8年度第1回 唐津市総合教育会議 結果概要

1 日時

令和8年9月2日（水） 15：45～16：45

2 場所

唐津市役所 本庁舎3階 災害対策本部室

3 出席者

峰市長、栗原教育長、篠原教育委員、石山教育委員、佐伯教育委員、土屋教育委員

4 事務局

〔総合政策部〕草野部長、萩原副部長（企画政策課長）、古賀係長、青木主査
〔教育委員会事務局〕中山部長、牟田副部長（教育総務課長）、廣嶋教育施設課長、松竹学校教育課長、森学校支援課長、伊藤学校給食課長、岩尾生涯学習文化財課長、岡田近代図書館長、山崎係長、佐藤係長、古舘指導主事

5 議題

いじめ重大事態への適切な対応と不登校児童生徒の学びを保障する支援体制について

6 概要

議題について、教育委員会事務局より資料に沿って説明を行った。

意見等は次のとおり。

（石山委員）

本日のテーマは「いじめ重大事態への適切な対応」であるが、最も重要なのは、いじめを重大化させない取組による未然防止であると考えている。

学校訪問では、各学校が十分に対応していることを確認しており、保護者としても感謝している。「いじめは人間として絶対に許されない」という認識や、各学校のいじめ防止基本方針について、入学時から児童生徒と保護者に繰り返

し周知することが重要である。これまでも取り組んでいると思うが、さらなる未然防止策について伺いたい。

(教育委員会事務局)

現在、いじめは、どの学校、どの児童生徒にも起こり得るものと捉えている。未然防止とともに、発生時の初期対応が重要であることを各学校に伝えている。

未然防止については、日常生活の中で子どもたちの心に響く取組を行うことが重要であると考えている。例えば、子どもたちが互いの良い行動をカードに記入し、掲示して褒め合う取組を、多くの学校で実施している。

また、担任や校長が、学校だよりなどを通じて、児童生徒や保護者に大切にしてほしいことを継続的に伝えている。学校現場では、問題が起きた際に機会を逃さず、その場で指導することも徹底している。こうした取組を通じて児童生徒の理解を深め、いじめの減少と重大事態の防止につなげていきたい。

(土屋委員)

いじめや不登校は、子どもたちにとって本来あってほしくないことである。しかし、家庭環境や人間関係、携帯電話などを介した見えにくい、陰湿ないじめもあり、件数として把握されていない事案もあると考える。

いじめや不登校への対応により、教員の勤務時間や業務上の負担が増している。予算上の課題はあると思うが、教員とは別に、いじめや不登校に関する相談を受ける専門アドバイザーの配置を通して児童生徒が安心して相談できる窓口があれば、教員や学校の負担軽減にもつながると考える。

(教育委員会事務局)

現在、教職員以外の専門職として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校に配置されている。ただし、資料で示したとおり、勤務時間などに制約がある。

中規模の小学校では、スクールカウンセラーの来校は週 1 回程度であり、小

規模校では月 1 回程度の場合もある。こうした専門職が常時在校し、児童生徒の悩みを聞き、さまざまな事案に対応できることが理想である。

スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭をつなぐ役割を担い、家庭訪問や保護者との面談も行っている。外部の専門職による支援は、学校にとって非常にありがたいものである。

通常は、担任、養護教諭、教育相談担当者などが相談対応を担っている。しかし、担任業務や相談件数の増加によって業務過多となることもあり、専門職の配置に関する意見は大変重要である。

(市長)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人材確保が課題である。週 1 回や月 1 回の定期的な配置だけでなく、問題の兆候を把握した段階で来校してもらえるような柔軟な対応が必要ではないか。現状では、定期的な配置が中心で、柔軟な対応は難しいのか。

(教育委員会事務局)

重大な事案が発生した場合は、勤務曜日の変更や、県の特別な配置時間を利用して対応することもある。

(市長)

いじめを覚知した後、いかに迅速に対応するかが最も重要である。予算面で対応できることは検討したいが、実際に専門的な役割を担える人材を確保できるかという課題もある。必要な人員が確保され、柔軟に対応できる体制を整えば、支援の充実につながると考える。

(篠原委員)

私も長く学校現場に勤務し、さまざまな事案に対応してきた。特に、我が子を守りたい、状況を改善してほしいという保護者の強い思いから、話合いが 3

時間から 5 時間に及ぶこともあった。学校側の不十分な点や改善策、事実関係を丁寧に説明しても、なかなか納得が得られず、教職員が精神的に大きな負担を抱える場合がある。

現在は、トラブルが発生すると、AI に相談して証拠や資料の収集方法、相手への対応方法などの助言を得ることも可能になっている。学校現場の問題でも、保護者が学校との話し合いより先に証拠を集め、訴訟を想定して準備するケースが増える可能性がある。その場合、学校の対応が後手に回り、非常に厳しい立場に置かれかねない。

トラブルを深刻化させないためには、早い段階から専門知識を持つ弁護士の助言を受けられる体制が必要である。重大な事案では、代理人として弁護士が学校側に同席することで、学校の負担は大きく軽減され则认为る。

こうした体制は全国の学校で整備すべきであり、唐津市においても検討してほしい。学校現場におけるトラブル対応の負担は、教職を志望する若者が減少する一因にもなっているのではないかと強く感じている。

(市長)

現場経験に基づく、非常に実感のこもった意見である。重大事態に至る案件は、既に当事者間の関係が深刻化していることが多い。加害側からの謝罪や面会を被害側が拒否するなど、手の施しようがない状況もある。

学校の教職員も、被害者や加害者と同じく事案の当事者となるため、第三者的な立場の専門家が仲介する仕組みが必要ではないかと感じる。

資料 4 ページによると、いじめの認知件数は、昨年度が 822 件、その 2 年前は 1,092 件である。一方、重大事態は 1 桁で推移しているものの、4 年間継続して調査している事案もある。当事者双方が納得できる状況に至らず、長期化しているものと考えられる。

こうした状況を乗り越えるためにも、学校現場では専門家の支援を必要としているというのが率直な認識ではないか。

(教育委員会事務局)

学校は対応に迷った場合、学校教育課に指導・助言を求めている。学校教育課では、これまでの対応経験を踏まえ、対応方法や相談先などを助言している。

一方、近年は、AI を利用して文書で回答を求められるケースや、話合いの当初から弁護士を立てられるケースが増えている。このような場合、学校教育課としても対応に苦慮している。

現在も弁護士へ相談することは可能だが、学校が気軽かつ迅速に相談できる体制にはなっていない。いただいた意見は、今後の体制を検討する上で重要だと考える。

(市長)

資料 4 ページにある調査委員の報酬額について、市が設置した場合と学校が設置した場合では大きな違いがある。

市では、助言を受けられる弁護士として、セカンドオピニオンを含め 2 つの法律事務所に依頼している。市が抱える事案は多岐にわたるため、職員だけでは対応が困難な場合は、費用がかかっても弁護士の判断と支援を受けることが多い。

学校において認識いただきたいのは、深刻化するおそれのある事案が発生した場合は、速やかに市へ報告いただき、専門家の支援を受けることが望ましいということである。特に相手側が弁護士を立てた場合は、学校や職員だけで対応せず、遠慮なく市側に支援を求めてほしい。

一方、学校現場には、問題を表面化させることを避け、校内で収めようとする傾向が過去にあったとも聞いている。現在も、相談すべき事案が表に出にくい体質が残っているのか、見解を伺いたい。

(教育長)

いじめ事案では、学校の「隠蔽体質」が問われることがある。私が校長を務めていた際も、事案が発生した場合は保護者に可能な限り説明し、その後の対

応を話し合っていた。

しかし、学校が隠蔽体質と受け取られる一因に、守秘義務がある。例えば、保護者とのやり取りや、いじめた側の児童生徒に対する暴言など、事案への対応過程で知り得た内容には公表できないものがある。児童生徒間で起きた事実は説明できても、それぞれの背景事情や、事案発生後の当事者間のやり取りなど、教職員の立場では説明できない情報がある。

質問されても明らかにできないため、隠蔽していると批判されることがある。このような守秘義務と説明責任の間のギャップに、教職員が苦しむことは学校現場でよくある。

(市長)

守秘義務によって説明できない事情があることは理解できる。問題を覚知した際に、学校だけで抱え込まず、専門家の支援を受けられる体制づくりが求められる時代になったと考える。

以前から、いわゆるモンスターペアレントへの対応が課題となっていたが、現在はさらに AI を使いそれを最善の方法だと思い込み行動された結果、解決が一層困難になることも考えられる。

佐伯委員は民間の立場にあるが、同様の対応で困った経験はあるか。

(佐伯委員)

さまざまなケースがある。私たちにも守秘義務があり、問題発生時に全てを公表して解決することは難しい。

いじめへの対応では、未然防止と、覚知後の課題解決の双方が重要である。資料に示された人的制約、量的制約、環境的制約などの課題を一つずつ解決していく必要がある。

新規採用の教員は、着任した時点から児童生徒にとって「先生」であり、直ちに指導する立場に立つ。一般の職場の新人とは異なり、十分な経験を積む前から大きな責任を負うことになる。

将来も教職が希望の持てる仕事であり続けるためには、教員が抱える課題を組織的に解決できる仕組みをつくり、予算、人員、環境を整備することが重要である。人材の確保は容易ではないが、関係分野の経験者、地域住民、教職員OB・OG など、さまざまな人材を活用することが考えられる。また、相談できる弁護士を確保しておくだけでも、教員の負担軽減につながる。

教職員の働き方改革という言葉が使われるが、まずは教職員の生活と心身を守ることが必要である。それができなければ、良い教育を行うことはできない。家庭教育も重要だが、学校教育の環境を整えるのは市の役割であると思う。必要な予算や人員の確保をお願いしたい。

(市長)

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーには、どのような資格が必要なのか。例えば、元気で意欲のある退職教員が支援を希望した場合、これらの職に就くことはできるのか。

(教育委員会事務局)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして勤務するには、それぞれ専門資格が必要である。

一方、退職教員には、教職員OB・OGの相談役などとして学校に入ってもらうことが可能であり、実際に活動している方もいる。資格がなくても参画できる枠組みを整えれば、協力いただける人材はいると考える。

(篠原委員)

外部機関に相談し、効果的な支援につながった事例を紹介する。

中学1年生の男子生徒が、テレビゲームに没頭して昼夜逆転の生活となり、完全に不登校になったことがあった。対応に苦慮していた際、スチューデント・サポート・フェイスが家庭訪問に対応していることを知り、支援を依頼した。

支援員は、まず本人との信頼関係を築くため、一緒にゲームをすることから始めた。安心して関われるようになった後、近隣の体育館で卓球をするなど、外出を促した。その帰りに短時間だけ学校へ立ち寄る取組を重ねたことで、最終的には学校へ復帰し、継続して登校できるようになった。

教員が同様の対応を行うことは時間的にも難しく、外部機関だからこそ可能になった支援であった。学校の教職員だけでは対応が難しい部分について、外部機関や多様な人材の力を積極的に借りることが重要である。人員面などの制約はあると思うが、教員以外による支援を増やすことは、学校への大きな支えとなり、教員の意欲向上にもつながると考える。

(市長)

外部機関による支援の重要性は、指摘のとおりだと考える。スチューデント・サポート・フェイスの運営費は、どこが負担しているのか。

(教育長)

スチューデント・サポート・フェイスは県が契約しており、唐津市内にも事務所が設置されている。

同機関は、学校を介することに限らず、家庭や保護者、児童生徒に直接関わることを基本としている。篠原委員が紹介した事例は、同機関だからこそ効果的な支援につながったケースだと考える。

現在も多くの学校、児童生徒、家庭が支援を受けており、教職員 OB もスタッフとして活動している。

(石山委員)

別室利用者が最も多い学校では 16 人が利用しているとのことだが、どのような状況で対応しているのか。

(教育委員会事務局)

学校訪問時に別室を見学したところ、3 教室程度を確保し、ついたてなどで空間を分けていた。級外職員や支援員などが入り、児童生徒への対応を行っている。

16 人全員が毎日同時に利用するわけではないため、現時点では工夫しながら対応できていると聞いている。

(石山委員)

資格を持つ専門職が寄り添うことが望ましいとの説明だったが、生活支援員などを常時配置することはできないのか。

(教育委員会事務局)

生活支援員は、配置時に対象となる児童生徒や支援内容を定めているため、現在の制度では別室登校の児童生徒を対象としていない。別室対応については、別枠の制度として検討する必要がある。

他市町では、資格を持たない人を任用している例もあれば、幼稚園教諭、養護教諭、教員などの免許を持つ人を任用している例もある。教育関係の経験があり、相談業務にも対応できる人材を任用しているケースが多いと認識している。

(市長)

これまでの意見を踏まえ、唐津市教育委員会における制度や体制整備について、従来から変わった点や、今後必要と考えることを教育部長に伺いたい。

(教育部長)

いじめや不登校への対応については、これまでも既存の取組を拡充し、力を入れてきた。

一方、保護者の対応が多様化し、当初から弁護士を立てるケースが生じるなど、社会的要因も含め状況が変化している。このため、従来の取組の拡充や、

同じ職種の人員を増やすだけでは、対応が難しい局面に来ていると感じている。

今後は、より専門性の高い人材に業務として関わってもらうことや、これまで雇用していなかった職種を新たに配置することが必要である。例えば、別室登校への対応は、これまで学校が限られた人員で担ってきたが、利用者の増加により、従来の体制では対応が困難になりつつある。別室対応を担う新たな職種や人材の配置も検討すべきである。

社会状況と学校現場の変化を踏まえると、今が体制を見直し、新たな仕組みへ転換する時期だと考えている。

(市長)

本日の議題は、さまざまな要因が複雑に関係する難しい課題である。人は生まれ育った環境や周囲との関わりに影響を受ける。自分に合う環境であればよいが、合わなければ厳しい状況に置かれることになる。

こうした児童生徒を行政と教育委員会が連携して支えるためには、時代の変化に対応し、専門的な知見を持つ第三者の知恵と力を借りながら取り組む必要がある。これが本日の会議における一つの方向性であると考えている。

また、守秘義務と説明責任の両立や、ハラスメントへの対応も課題である。市では窓口にカスタマーハラスメント防止の啓発を行っている。市民の意見を受け止め、職員が可能な限り寄り添って対応することは重要だが、感情的な言動によって対応が難しくなる場合もある。さらに、学校現場では守秘義務があるため、より厳しい状況に置かれていることも理解した。

次年度の予算化に向けて、必要な体制整備を検討していく。ただし、予算を確保しても、必要な専門人材を確保できるかという課題がある。人材確保の見通しを含めて情報を共有し、対応を進めたい。

いじめが不登校につながる場合もあり、不登校の背景には家庭や友人関係など、さまざまな要因がある。原因を一つに特定できないことも多いが、児童生徒の命を守り、最悪の事態を防ぐことが何より重要である。そのため、深刻な状況に至る前に必要な支援につなげていきたい。

家庭内では保護者の協力をお願いしつつ、子どもが外に出た際は、行政として安全を守る責務がある。この認識を職員と共有し、引き続き安全対策と支援体制の充実に努める。

今後も情報や意見を寄せていただきたい。本日は貴重な意見に感謝する。